

石川県中学校体育連盟規約

第1章 総 則

「名称及び事務局」

第1条 本連盟は石川県中学校体育連盟（以下「中体連」という）と称し、原則として会長の在職校に事務局をおく。

第2章 目的及び事業

「目的」

第2条 本連盟は石川県中学校生徒の健全な心身の育成、体力の増強及び体育・スポーツ活動の振興を図り、中学校教育の充実と発展に寄与することを目的とする。

「事業」

第3条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 体育スポーツ活動に関する研究協議会の開催
- (2) 中学校体育大会の開催
- (3) 体育諸団体との連絡、情報ならびに研究資料の交換
- (4) その他目的達成に必要と認めた事業

第3章 組 織

「構成」

第4条 本連盟は石川県内の加盟中学校で組織し、次の12都市中学校体育連盟（以下「都市中体連」という）を支部とする。

- | | | | | |
|----------|----------|---------|-----------|----------|
| (1) 加賀市 | (2) 小松市 | (3) 能美市 | (4) 白山野々市 | (5) 金沢市 |
| (6) 河北郡市 | (7) 羽咋郡 | (8) 羽咋市 | (9) 七尾鹿島 | (10) 凤珠郡 |
| (11) 輪島市 | (12) 珠洲市 | | | |

2 本連盟は前項の(1)から(6)の都市をもって加賀地区中学校体育連盟（以下「加賀地区中体連」という）を(7)から(12)の都市をもって能登地区中学校体育連盟（以下「能登地区中体連」という）を組織する。

3 本連盟に研究部・強化部をおく。

4 本連盟に次の専門部をおく。

- | | | | | |
|-----------|--------------|---------------|-------------|--------------|
| (1) 陸上競技部 | (2) 水泳部 | (3) バッケンボール部 | (4) サッカーチーム | (5) ハンドボール部 |
| (6) 軟式野球部 | (7) 体操部 | (8) 新体操部 | (9) バレーボール部 | (10) ソフトテニス部 |
| (11) 卓球部 | (12) バドミントン部 | (13) フットボーラー部 | (14) 柔道部 | (15) 剣道部 |
| (16) 相撲部 | (17) スキーチーム | (18) 弓道部 | | |

第4章 役 員

「構成員」

第5条 本連盟に次の役員をおく。

- | | | |
|-----------------------|--------------|------------------|
| (1) 会長 1名 | (2) 副会長 2~3名 | (3) 代議員 各都市1名 |
| (4) 監事 若干名 | (5) 理事長 1名 | (6) 副理事長 3~4名 |
| (7) 理事 各都市1名 | (8) 専門部長 1名 | |
| (9) 専門委員長・副専門委員長 1~4名 | | (10) 各専門委員 各都市1名 |

2 本連盟に前項の役員のほか、顧問及び参与をおくことができる。

「役員の選任」

第6条 本連盟の役員の選出は次のとおり行い、代議員会で承認を受ける。

- (1) 会長・副会長・監事は代議員会で選出する。
- (2) 代議員（都市会長）・理事（都市理事長）・専門委員（都市各競技部）は各都市中体連で選出する。
- (3) 石川県教育委員会担当者も理事に選出することができる。
- (4) 理事長は理事会で選出し、代議員会の承認を受ける。
- (5) 副理事長は、代議員会の承認により会長が委嘱する。
- (6) 専門部長は、代議員会で選出し専門委員長・副専門委員長とともに会長が委嘱する。

「役員の任務」

第7条 本連盟の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本連盟を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (3) 代議員は本連盟の代議員会を構成し、重要事項を審議する。
- (4) 理事長は会務を処理し、会長・副会長とともに事故のあるときは、その職務を代行する。
- (5) 理事は本連盟の理事会を構成し、会務の処理をする。
- (6) 副理事長は理事長を補佐し、庶務・会計の事務を処理する。
- (7) 監事は会計を監査し、代議員会・理事会に報告する。
- (8) 専門部長は部務をつかさどり、専門委員長・副専門委員長は専門部長を補佐し、専門委員とともに部務を執行する。
- (9) 顧問は重要な会務の事項について会長の諮問に応じる。
- (10) 参与は重要な会務の事項について参加・助言する。

「役員の任期」

第8条 役員の任期は1年とする。ただし再任は認める。補欠役員の任期は、前役員の残任期間とする。

第5章 会議

「会議」

第9条 本連盟に次の会議を置き、会長がこれを招集する。

- (1) 代議員会 (2) 理事会 (3) 専門委員長・副専門委員長会
 - (4) 専門部会 (5) 研究部会 (6) 強化部会
- 2 必要により代議員会の承認を得て、特別委員会を置くことができる。

「代議員会」

第10条 代議員会は会長・副会長・代議員・理事長・監事で構成する。

- 2 代議員会は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 3 代議員会は次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 役員の選出及び承認に関すること。
- (2) 運営の基本方針及び大会の開催に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 規約の制定及び改廃に関する必要な事項に関すること。
- (6) その他、本連盟の目的達成に必要な事項に関すること。

- 4 代議員会は代議員の三分の二以上が出席し、議事は過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

「理事会」

第11条 理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・理事で構成する。

- 2 理事会は必要に応じて会長が招集し、次に掲げる事項について審議し、実行する。

- (1) 代議員会から委任された事項に関すること。

- (2) その他会長が必要と認める事項に関すること。

- 3 前項2の規定により決議したときは、これを代議員会において報告し、その承認を得なければならない。

- 4 前条2項・3項・4項の規定は代議員会の会議について準用する。

「専門委員長・副専門委員長会及び専門部会」

第12条 専門部会は会長及び専門部長（都市会長）が委嘱した専門委員で構成する。

- 2 専門部会は会長及び専門部長が招集し、種目別事項を審議し、会長に具申する。

- 3 専門部会は種目別大会運営に関する具体的な事項を処理する。

- 4 種目別専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 専決事項

「専決事項」

第13条 会長は緊急を要する事項について、これを専決することができる。

- 2 会長は前項の規定により専決処分をした場合は、これを代議員会において報告し、その承認を得なければならない。

第7章 事務局

「事務局」

第14条 本連盟の事務を処理するため事務局をおき、必要な事項は会長が別に定める。

第8章 会計

「経費」

第15条 本連盟の経費は石川県及び市町の補助金・負担金・その他の収入でこれに充てる。

「会計年度」

第16条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第9章 補則

「補則」

第17条 この規約に定めるものほか、規約の施行に関し必要な事項については別に会長が定めることができる。

第10章 付則

「付則」

第18条 この規則は、昭和26年6月から施行する。

昭和31年2月27日・昭和36年3月4日・昭和39年5月14日から一部改正

昭和41年5月10日・昭和42年4月24日・昭和43年1月23日から一部改正

昭和47年12月6日・昭和56年3月13日・昭和58年4月22日から一部改正

昭和61年3月5日・平成6年4月19日・平成7年3月3日から一部改正

平成10年4月17日・平成12年4月1日・平成16年4月16日から一部改正

平成25年4月1日・令和4年4月1日から一部改正